

令和7年度 第2回豊明市子ども・子育て会議 議事録

令和8年2月13日(金)

午前10時00分～午前11時05分

豊明市役所新館4階 第一委員会室

【出席委員(敬称略)】

鈴木裕子、加藤雪絵、岩井千晶、渡邊英樹、稻吉隆文、峯村奈穂、石原正枝、笠原尚志、
外山美香、岩月了菜(計10名)

【欠席委員(敬称略)】

漢人直之、澁谷友木子、安藤晴代、岡裕香(計4名)

【事務局】

(健康福祉部長)塚本由佳

(学校教育課)秋永亘正、森田愛、中世古靖貴

(こども保育課)小川正寿、柴田美由紀、田口貴大

(子育て支援課)松村清子、倉品知史、吉本亜未

(事務局)

定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまより令和7年度第2回豊明市子ども・子育て会議を開催いたします。本日の委員の出席状況についてご報告いたします。委員14名のうち10名の委員のご出席をいただいております。過半数の出席がございますので、会議は成立いたします。なお、この会議は公開等に関する取扱要領に基づき公開することとなっており、本日の傍聴人は1名です。それでは、鈴木会長よりご挨拶をお願いします。

(会長)

子どもに関する世の中の動きが活発で、知らない間に置いていかれてしまうことや変化も多い状況です。今回の国の選挙は経済対策がメインとなっており、子どもに関する重要なことが抜け落ちてしまわないように、子どもに近い私たちが考えていく必要があると思います。忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきます。以降の進行につきましては

鈴木会長にお願いいたします。

【議事】

(会長)

それでは次第に沿って進めて参ります。議題(1)「乳児等通園支援事業の認可等について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料1「乳児等通園支援事業の認可等について」に基づき概要を説明>

- ・乳児等通園支援事業の認可は、市町村が行うこととされているため、認可申請があったときは基準に適合するかを審査して、適合すると認めるときは認可をするもの。
- ・市長は、認可をしようとするとき又は利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないとされているため、認可するとともに利用定員を定めてよいかお諮りいたします。

(会長)

ありがとうございました。質問やご意見があればお願いします。

(委員)

こちらの場所がもともとさくらんぼという親子で予約して通園できる場所で、私も行ったことがあるので母子分離で預かることができるのはとてもいいことだと思います。名古屋市の非常に近くということもあり、附属幼稚園の利用者も名古屋市の方が多く印象です。申込みはどのように行うのでしょうか。

(事務局)

どこの市町村も同じ国のシステムを利用することになります。利用者の方は、在住の市町村に認定申請をしていただき、実際の施設予約は全国どこの施設でも利用することができます。国の制度設計に合わせて市の規程を整備しているため2月中には詳細も含めてご案内できればと思っております。

(会長)

通称こども誰でも通園制度は、一時預かりとは違い、親の事情関係なく利用できる制度です。子ども本人の成長や早い段階での集団・社会の中に預かってもらいたい方や、もちろん事情があって預ける場合もあると思います。一日2.5時間、一月10時間までの利用の中で、果たして本当に子どものためになっているのかという意見もあり、すでに先行で実施している自治体では問題も出てきていると伺っています。アレルギーや発育の状況など事前の面談が重要

だということは明らかになってきています。親が子どもを預けたらすぐに帰るのではなく、一緒に様子を見ながら子育てへの気楽さを感じてもらうことにも意味があるのではないかと思います。面談実施については施設に給付があるのでしょうか。

(事務局)

面談は必須になっており、公定価格も示されたところでございます。フォローバック等についても加算対象となる制度設計になっています。

(会長)

利用できる曜日が施設ごとに決まっているのでしょうか。いつまでに、どれくらい先の利用を予約できるのでしょうか。

(事務局)

ひまわり児童館は火曜日～日曜日、子育て支援センターたけのこは月曜日～金曜日、それぞれ午前と午後の2部制です。定期利用の設定はありませんが、利用するうちに定期的な利用になるのではないかと思います。いつまでに、どれくらい先の利用を予約できるかについては、まだ決まっておりません。

(会長)

すでに実施している一時預かり事業とこども誰でも通園制度の区別がつかず、先行して実施している自治体でも併用や混同している面がある。豊明市は一時預かりとの併用は想定されていませんでしょうか。

(事務局)

ひまわり児童館の一時預かり事業は令和7年度で終了しこども誰でも通園に切り替わりますので、館内での併用はできません。制度上別のものになるため、中部保育園や私立の保育園で実施している一時保育との併用は可能です。

(事務局)

子どもを一日しっかり預かってもらいたいのであれば一時保育をご利用いただき、子どもの育ちのため集団社会の中で預かっていただきたいならこども誰でも通園制度を利用するなど、必ずしも併用する必要はなく、使い分けていただければと思います。

(委員)

資料を見る限り預かる部屋は一部屋だと思いますが、例えば1歳に満たない乳児の子どもともうすぐ3歳になる2歳児では行動が違うこともあると思いますが、部屋を仕切るなどの対

策はされる予定でしょうか。

(事務局)

今回認可する施設は満 2 歳児のみ受け入れる予定のため問題ないとは思いますが、状況によってはスペースを仕切るなど対応は可能かと思えます。

(委員)

先行実施の自治体から出てきた課題や国からの詳細がない中で、令和 8 年度にはスタートすることになると思えます。実施しっぱなしにならないように、検証するタイミングなどはあるのでしょうか。

(事務局)

国の制度なので、市町村の実績等を把握しながら判断していくこととなると思えます。市側では、保育と同様に子どもの様子のフィードバックや毎年事業の実施状況監査を実施していきますので、より適正な預かりができるように観察していく予定です。

(会長)

事前の面談内容について、市もしっかり把握していく必要があると思えます。虐待や育てにくさなど、市も何かしらデータを集約するなどして、アフターフォローなどに活用してはどうか。施設内での小さな子どもや親の変化を積み上げていくことで課題が見えてくる場合もあると思えます。その課題を国に対し、制度改善の要求にもつなげられるように蓄積できる体制を整えることも考えられます。

(委員)

ひまわり児童館の一時預かりの利用状況はどれくらいでしょうか。

(事務局)

利用登録は 45 名程度で、利用実績は全員の合計で月 8 時間程度のため、非常に少ない状況です。面接はしていると聞かすが、登録だけして実際に利用していない方が多いです。申込み時に何名かから聞いたところによると、登録だけでもしておけば、もし何かあれば預けられるという安心感はあるようです。

(会議後確認:会議後に 1 月分の利用報告がありました。合計で月 30 時間となっており、
利用実績は順調に伸びています。)

(会長)

保育はサービスではなく、教育の対象として子どもを見ています。こども誰でも通園制度も親

のためのサービスではなく子どものために必要なことで、社会全体で子どもを育てる意識を持つとよいと思います。議題1の認可について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

～挙手多数～

ありがとうございます。では可決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

<資料2「(仮称)幼保連携型認定こども園暁幼稚園の利用定員について」に基づき概要を説明>

・令和8年4月1日より、現在の暁幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行するため、利用定員を報告。

(会長)

すでに利用者の募集も始まっているのでしょうか。利用定員人数が増えるとのことだが、他自治体では保育士がいないために実際は3人しか受け入れられないという実態もあつたりすると聞きます。

(事務局)

現暁幼稚園も人員の確保も含め、定員の数は受け入れる体制が整っていますのでご安心いただければと思います。

(事務局)

<資料3「令和8年度子ども・子育て会議の開催スケジュールについて」に基づき概要を説明>

・令和8年度はこども基本法・こども大綱に基づく「市町村こども計画」の策定に向けて、年4回程度の開催を予定。

・令和8年3月議会に、こども計画に関する調査審議を行うことを規定するため、新たに豊明市子ども・子育て会議設置条例を上程予定。

(委員)

こども計画は、今までの子ども・子育て支援事業計画に付け加える形で認識はあっていますでしょうか。

(事務局)

イメージは、若者も含めたこども計画の中に子ども・子育て支援事業計画があります。子どもだけではなく成長過程にある若者も含めて意見聴取を行い、現行計画に肉付けしていくような形です。将来的には一体的に策定する予定です。

(事務局)

条例については、これまで附属機関に関する条例の中で子ども・子育て会議を運営してまいりましたが、この度子ども計画について審議いただくことを追加するには、新たに条例を制定する市側のルールがございます。現在、委員皆さまの任期は令和 8 年 8 月 31 日までとしておりましたが、4 月で一旦更新させていただく必要がございます。委員就任のお願いについては改めてご連絡しますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

以上で本日の議事はすべて終了となります。議事進行を事務局にお返しします。

(事務局)

本日の議事録につきましては、ホームページで公開させていただきますのでご了承ください。なお、次回の開催は令和 8 年 5 月または 6 月を予定させていただいております。本日は長時間にわたり、貴重なご意見を誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和 7 年度第 2 回子ども・子育て会議を終了します。ありがとうございました。